

成年後見制度の活用を検討してみませんか？

成年後見制度は、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

身近でこんな事例はありますか？

- ・お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。
- ・必要のない高価なものを、どんどん購入している。
- ・貸金業者からの借金を繰り返すようになった。
- ・将来、自分が認知症になったとき、誰が支えてくれるか不安。

●後見の種類

法定後見	任意後見
本人の判断能力が失われてから家庭裁判所が後見人を選任します。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。	本人の判断能力が失われる前から、本人自身が後見人となる方や代理行為の内容を契約で決めます。本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立を行い、成年後見監督人が選任されると契約の効力が生じます。

●成年後見制度を利用するための手続き（法定後見）

1 申立	家庭裁判所に書類等を提出します。 申立できる人は、本人、配偶者、四親等内の親族が行えます。そのほかに市町村長が申立をする場合もあります。
2 調査等	裁判所が事情を尋ねたり、本人の判断能力について鑑定することがあります。鑑定には、別途費用がかかります。
3 審判	裁判所が後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。成年後見人等を選任される人は、本人の親族、法律や福祉の専門家等、裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
4 報告	裁判所が、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などの報告を後見人等に求めます

※鑑定費用のほかにも、申立て手数料や登記手数料などの費用が発生します。

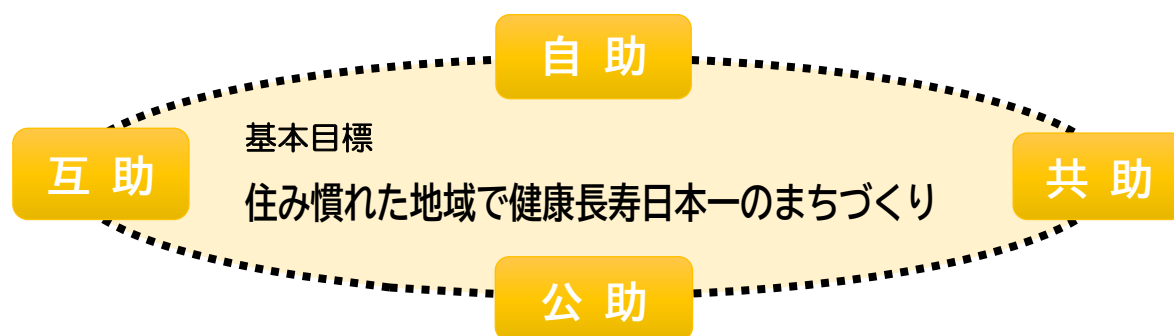
<参考>

厚生労働省「成年後見利用促進ポータルサイト」には、制度の説明から手続きや費用に関する情報等が掲載されています。制度の利用を検討されている方は、下記のURLよりサイトをご覧ください。

成年後見利用促進ポータルサイトURL（ <https://guardianship.mhlw.go.jp> ）

担当：保健福祉課高齢者支援係

庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系



基本方針	元氣なときから誰もが生きがいをもって活躍できる地域をつくろう
	健康づくり・介護予防に自ら取り組み、自分らしい生活の維持・向上に努めよう
	適切なサービス利用により、自立支援・重度化防止に努めよう
	みんなが安心して暮らせる地域をつくろう

具体的な取組	1 地域包括ケアシステムの深化・推進
	2 生きがい施策の推進
	3 一般介護予防施策の推進
	4 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止
	5 認知症総合支援施策の推進
	6 高齢者の安全安心な暮らしの支援

役割を理解し、共に取り組みましょう

住民・地域	
・高齢者が生きがいをもって生活できるよう、豊かな経験と知識・技能を活かしボランティアなど地域の担い手として活躍しましょう。 ・自助互助を基本とし、各種サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。 ・健康づくり・介護予防事業を積極的に活用し、地域の交流の場に参加しましょう。 ・介護サービスは適正に利用し、自立支援・重度化防止に努めましょう。 ・認知症を理解し、共に認知症の人を支え合う地域を目指しましょう。 ・介護保険料は忘れずに納めましょう。	
関係機関・関係職種	町（行政）
・介護保険法の理念に基づき、適切なサービス提供による自立支援・重度化防止に努めましょう。 ・介護保険、公的サービス以外の生活支援資源を把握し、適切に紹介しましょう。 ・専門職は専門的技術、知識を活かし適正な医療、介護サービス等を提供しましょう。 ・地域のあるべき姿や課題を意識し、切れ目のない在宅医療と介護が提供できるよう努めましょう。	・介護保険法の理念の普及・啓発による規範的統合を図り、適切なサービス利用による自立支援・重度化防止支援に努めます。 ・介護予防、認知症予防、在宅介護者支援等の情報を提供し、あわせて支援の場も提供します。 ・医療・介護関係者と地域のあるべき姿や課題を共有し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に努めます。

介護保険制度の目的は、介護保険法で「高齢者が、自ら要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を目指して各種サービスを利用すること」と、定められています。 ☆下記参照

庄内町では、庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、介護保険法の理念に基づいて事業を展開します。 ☆計画の体系図は次頁参照



介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため**、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

- 第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の**保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに**、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第1項の**保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。**

（保険者）

- 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
- 2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）

- 第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。
- 2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。ー以下省略ー

在宅医療・介護連携情報

庄内町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、在宅医療と介護の連携を推進していきます。

【町内の医療関係機関一覧】

令和8年5月1日現在

	医療機関・薬局名	電話番号	休診日	営業（診療）時間	訪問	往診
1	阿部内科胃腸科医院	44-2121	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診8：30～12：30、午後診15：00～17：30	○	○
2	奥山クリニック	56-2074	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診9：00～12：00（水曜のみ受付11：30まで） 午後診14：00～17：00		
3	かとう医院	43-3032	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診8：30～12：30、午後診15：00～18：00 （受付は診察終了の30分前まで）	○ （施設のみ）	
5	成澤医院	57-2030	土曜午後、日曜、祝日（医師在宅であれば午前中対応します）	午前診9：00～12：30、午後診15：30～18：00	○	○
6	森田内科クリニック	43-8701	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診8：30～12：30（受付11：30まで） 午後診15：00～18：00（受付17：30まで）		
7	医療法人徳洲会 庄内余目病院	43-3434	なし （診療科により休診の場合あり）	月曜～土曜 午前診9：00～12：00、午後診14：00～17：00、夕診17：00～19：00 ※診療科により診療日、時間が異なる	○	
8	古谷眼科クリニック	42-2611	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日 （都合により休診・時間変更あり）	午前診8：30～13：00（午前受付は12：00まで） 午後診15：00～18：00		
9	奥山歯科診療所	56-2336	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診9：00～12：30、午後診14：00～18：00	○	
10	オハナ・デンタルクリニック	43-0870	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日、第三水曜日	午前診9：00～12：30、午後診14：00～18：00		
11	局山堂山葛歯科医院	43-2107	水曜午後、日曜、祝日	午前診9：00～12：00、午後診14：00～18：00	○	○
12	斉藤歯科医院	43-3330	日曜、祭日、ただし不定休あり	午前診9：00～12：00、午後診13：30～17：00	○	
13	医療法人 原田歯科	42-2255	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日、臨時休診あり	午前診9：00～12：30、午後診14：00～18：00	○	
14	南野歯科医院	44-2118	水曜、木曜、日曜、祝祭日	午前診9：30～12：00、午後診14：30～17：00		
15	訪問看護ステーション ひまわり	43-2964	土曜午後、日曜、祝日	8：30～17：00（土曜は12：30まで） ※訪問：庄内余目病院の訪問診療に同行します。	○（月・水曜日）※	
16	アイン薬局庄内狩川店	25-3820	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	9：00～17：00（水、土曜は12：00まで）	○（薬剤配達も可能）	
17	庄内すこやか薬局	45-1311	日曜、祝日	8：30～18：30 （木曜は16：30まで、土曜は13：00まで）	○（薬剤配達も可能）	
18	調剤薬局ツルハドラッグ 余目店	31-7377	日曜、祝日	月曜～金曜 10：00～14：00、15：00～19：00 土曜 10：00～14：00		
19	みしまや薬局	57-2009	元旦 （調剤：1月1日～3日、日曜、祭日）	処方箋受付：9：00～18：00（土曜は13：00まで） 薬剤受取可能時間：9：00～19：30まで	○（薬剤配達も可能）	

【在宅医療・介護連携に関する相談窓口】

庄内町では主に地域包括支援センターが相談窓口となり、医療・介護関係者からの相談や高齢者に対する医療機関や介護サービスの紹介など連携を図っています。

地域包括支援センター 余目 TEL：45-1030 / 立川 TEL：51-2505

○庄内町役場 保健福祉課(A棟 1 階)

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

介護保険係 Tel 42-0150、42-0151

高齢者支援係 Tel 43-0490

福祉係 Tel 42-0146、42-0149

健康推進係 Tel 42-0147、42-0170

○福祉総合相談センター(B棟 3 階)

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

庄内町地域包括支援センター Tel 45-1030

庄内町障害者相談支援センター Tel 42-2232

生活困窮者等相談 Tel 43-6236

ひきこもり相談 Tel 080-8208-2280

○庄内町地域包括支援センター

立川サブセンター Tel 51-2505

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22

狩川まちづくりセンター(立川複合拠点施設) 2 階